

## 平成28年熊本地震に伴う経済支援について

平成28年4月に発生した熊本地震により、被災した本学学生が経済的な理由により修学の機会を失うことのないよう、緊急経済支援策として、入学料・授業料免除申請を受け付けますので、下記の期間までに必要書類を提出してください。

### 1 支援対象者

被災学生のうち、以下2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

- ①災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、被災した事実を公的証明書等により証明可能な学生  
※災害救助法適用地域 (ホームページ [http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415\\_01kisyu.pdf](http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/20160415_01kisyu.pdf) 参照)
- ②以下のいずれかに該当する甚大な被害を受けた世帯の学生
  - 地震により、主たる学資負担者が死亡又は行方不明になった場合
  - 地震により、主たる学資負担者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊した場合

### 2. 支援内容

- 入学料免除 (平成28年度入学者のみ：被災状況に応じて全額免除または半額免除)
- 授業料免除 (被災状況に応じて全額免除または半額免除)

### 3. 申請方法

次の書類をとりまとめのうえ、経済支援係窓口 (川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口) へ提出してください。

なお、下記書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

- ①「平成28年熊本地震授業料免除願」(所定用紙)
- ②「死亡又は行方不明を証明する書類」(該当者のみ)
- ③「被災証明書」

証明を期日までに入手できない場合は、住宅の被害状況写真、免許証等の住所が確認できるものを提出することにより申請を受け付けますので、後日、必ず提出いただきます。

※すでに入学料免除または授業料免除申請を行っている場合は、今回の手続を行うことにより、緊急分として取り扱いますので、必要書類を期日までに提出ください。

※すでに入学料及び授業料を納入済みの場合でも、上記対象者は申請ができます。

### 4. 申請期間

平成28年5月20日(金)～5月31日(火)

【問合せ先】 平日8:30～17:00

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係 (川内北キャンパス教育・学生総合支援センター1階4番窓口) 電話：022-795-4682

東北大学総長 殿

学籍番号（又は受験番号）： \_\_\_\_\_

所属（学部・研究科）： \_\_\_\_\_

（学科・系・専攻）： \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_

氏名（自署）： \_\_\_\_\_

（〒 — ）

住所 \_\_\_\_\_

TEL（携帯） \_\_\_\_\_（メールアドレス）

（〒 — ）

学資負担者の被災地住所 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

平成28年 熊本地震に伴う入学料・授業料免除願

平成28年4月に発生した「熊本地震」により、私の学資負担者が被災したことに伴い、今後の学業継続等に支障をきたしているため、入学料・授業料免除を許可くださるようお願いいたします。

記

申請区分	免除基準
<input type="checkbox"/> 入学料免除を申請します (平成28年度入学者のみ)	<input type="checkbox"/> 学資負担者の(死亡・行方不明) <input type="checkbox"/> 学資負担者の家屋等が(全壊・大規模半壊・半壊)
<input type="checkbox"/> 授業料免除を申請します。	<input type="checkbox"/> 学資負担者の(死亡・行方不明) <input type="checkbox"/> 学資負担者の家屋等が(全壊・大規模半壊・半壊)

平成28年度入学料の(免除・徴収猶予)申請を行っている

平成28年前期分授業料の(免除・徴収猶予・月割分納)申請を行っている

(入学料・授業料)は納入済みです

※上記の該当箇所(□及び( )のなか)に☑または○を記入してください。

(理由：被災状況及び家計状況について、申請者本人が具体的に記入すること。)

(注)「り災証明書」、「公的証明書」等を必ず添付すること。

---



---



---



---



---



---



---



---

入学料・授業料徴収猶予願

入学料免除・授業料免除については不許可又は半額免除と決定された場合は、徴収猶予を許可くださるようお願いいたします。

注意①：入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者は9月15日、10月入学者は3月15日です。

(ただし、各期日が土・日・祝日にあたる場合、最終期限は直近の営業日となります。)

注意②：授業料の徴収猶予の最終期限は、前期分は9月の口座引落日、後期分は3月の口座引落日です。

(ただし、卒業又は修了予定者の前期分については8月の口座引落日、後期分については、2月の引落日となります。)

(注) 1. 被災状況に応じて免除が決定され、結果については学務情報システムにて通知いたします。

2. 上記書類のほかに審査の過程において必要な書類を求められることがあります。